第３条第２項

追加前

　前項の規定は、都市計画法第２０条第１項の規定により告示された地区計画の区域については、適用しない。

追加後

　前項の規定は、都市計画法第２０条第１項の規定により告示された地区計画の区域について別に定めがあるときは、適用しない。